

岐阜県公報

目次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
急傾斜地崩壊危険区域の指定

(治 山 課) 五三二
(砂 防 課) 五三二

公 示

公共測量の実施
警備員等の検定の実施

(用 地 課) 五三二
(生活安全総務課) 五三三

告 示

岐阜県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市莊川町六蔵字入谷七五二の一、七五二の二、字西平山下平七五一の四、七五一の五、丹生川町森部字森部峠一五八七の一、国府町宮地字榎谷一八五四の一、一八五四の二、一八五五、一八五六の三、国府町瓜巢字榎木平一〇八七の一から一〇八七の一、一〇八八の一、字まいが洞一〇〇の六、一一〇〇の七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十八年八月十九日

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市清見町坂下字下ノ平九七一の三、字平滝九八五の一

保安林として指定された目的

土砂の流出の防止

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

山	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示す)とありとする。
く	高山市清見町三日町
ろ	字山くろ 三〇九番一 一号
	字保木平 一三七六番一 二号
	一三八六番 三号

字山くろ	二八六番二 四号
	二八八番二 五号
字井口	三三五番一三 六号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山市役務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

小	次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示す)とありとする。
泉	多治見市明和町
	一丁目 八番 一号、四号、五号、七号、八号及び九号
	二丁目 六三番一七 二号及び三号
	一丁目 九番七 六号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
関ヶ原町

二 作業種類
公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間
平成二十八年八月八日から
同 年十月二十四日まで

四 作業地域
不破郡関ヶ原町

警備員等の検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 検定に係る警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務に係る二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

平成二十八年十一月十八日（金）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）。

(二) 実施場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成二十八年十一月二十五日（金）午前九時から午後五時まで。

なお、受験者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

岐阜県瑞穂市十九条四二三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二十人

四 受検資格

岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受験者については、試験途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(四) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(二) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平成二十八年十月二十六日（水）から同年十一月四日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、受付期間中であっても、定員に達した時は受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は認めない。

2 申請先

次のいずれかの警察署生活安全課とする。

- (一) 岐阜県内に住所地在有する者にあつては、当該住所地在を管轄する警察署
- (二) 岐阜県外に住所地在を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

3 申請時の提出書類

検定申請書（検定規則別表第一号）	一通
添付書類	
(一) 岐阜県内に住所地在を有する者は、当該住所地在を疎明する書面	一通
(二) 岐阜県外に住所地在を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所に属することを疎明する書面	一通
写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）	二枚

4 受検手数料

一六、円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、既納の受検手数料については還付しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受験票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は受検を認めない。）

身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受験票、身分証明書、筆記用具及び体育館シューズ

なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（五八）二七二 二四二四 内

線三 二二六

平成二十八年八月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一
岐阜文芸社